令和5年度第1回富山市農業委員会総会(月次)議事録

- 1. 日 時 令和5年4月5日(水) 午前9時30分~午前10時55分
- 2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
- 3. 出席委員 24人

23番 才木 隆雄 会 長 会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一 杉林 清則 委 員 1番 2番 熊南 昭浩 3番 山崎修 4番 西田 清範 5番 田中 輝男 6番 悦雄 森 7番 古田 茂 8番 田中 善憲 9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴 12番 山﨑 巖 13番 福山 英則 14番 仲田 茂男 15番 下村 16番 北森 正誠 帝 17番 渡辺 正志 18番 金田 修一 長谷 幹夫 20番 金木 洋子 19番 22番 中井 義則

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 議 題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定によ る許可申請について
 - 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について
 - 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理について 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項 第7号の規定による受理について
 - 報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は24名でございます。 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 会 長 それでは、ただ今より令和5年度第1回富山市農業委員会月次総会 を開催します。

本日は、議案3件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

- 会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。15番 下村委員、 16番 北森委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、2ページの3番は $\bigcirc\bigcirc$ 委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は12件で、申請面積は29,782.00㎡です。 許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、 地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしていま す。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、財産の処分のため、新規の農家に所有権を移転するものです。ヘアリーベッチやかぼちゃ等を生産する予定です。申請農地は、令和5年1月総会において空き家に付随した農地の指定の議決を受けて、告示したものです。申請農地と隣接する空き家については、譲受人が既に取得し居住しているとのことで、今回、空き家と農地とのセットでの取得ではなく、農地のみの権利移動を行うものとして許可申請がされております。

なお、2番は、贈与により、母から子に所有権を移転するものです。 3番は、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

4番は、耕作不便のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権 を移転するものです。

5番は、耕作不便のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を 移転するものです。

6番は、高齢のため、祖父と孫との間で5年間の使用貸借権を設定 するものです。

7番は、耕作不便のため、兄から弟に所有権を移転するものです。 申請農地は譲受人である弟の住所地と隣接しており、新規の農家としてジャガイモを生産する予定です。

8番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権 を移転するものです。

9番は、相手方の要望により、隣接地の耕作者である譲受人に、所 有権を移転するものです。

10番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

11番は、耕作不便のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権 を移転するものです。

12番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、 3番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

● ● 委員 今までは一反ないと農家ではないと言ってきたのだが、今度は下限 面積要件がないので新規農家になるのですよね。

事務局 そうです。一反なくても、農家台帳がない場合等は、新規農家として農業経営計画書を提出していただいています。

● ● 委員 わかりました。 $41 \text{ m}^2 \text{ と言われるとどうなのかと思って}$ 。

会 長 その他に、ご意見、ご質問等がないようですので、3番を除き、申

請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、3番を除き、申請どおり許可す ることといたします。
- 会 長 続きまして、3番について、審議いたしますので、○○委員は退室 をお願いします。

<○○委員退室>

- 会 長 それでは、3番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、3番について、申請ど おり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、3番について、申請どおり許可 することといたします。
- 会 長 ○○委員は入室をお願いします。

<○○委員入室>

- 会 長 改めまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に ついては、全件、申請どおり許可することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規 定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。 なお、6ページの1番は◆◆委員に関する事項でありますので、 農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限 を受けます。
- 事務局 議案第2号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は5ページから9ページになります。

今回、4条申請が1件、面積は286㎡、5条申請が8件、面積は

6, 212 m²です。

それでは、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請の1番は、婦中地域朝日地区において、農機具格納庫を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は同地区において特産の朝日すいかを栽培しており、今回、作業の効率化を図るため、栽培農地に隣接した、自宅からも近い申請地において、農機具格納庫建築のため申請されたものでございます。申請地は、10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書7ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明い たします。

5条申請1番は、熊野地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、市内のアパートで生活しておりますが、実家の農業を継承するため、また相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものです。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、神明地区において、診療所を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、****の医師として勤務しておりますが、今回、開業するにあたり、内科を専門としたクリニックが羽根地区にないことから、申請地を選定されたものです。申請地の東側については、半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。西側については、10~クタール以上の農地の集団規模であることから農地区分は第1種農地、許可基準は、隣接する土地との一体利用を適用しております。

5条申請3番は、神明地区において、調剤薬局を建築する計画であります。申請人の▲▲▲▲は主に医療器具、医療機器の販売業を営んでおります。転用の概要といたしましては、富山市羽根地区において総合病院や診療所が集中しているにもかかわらず調剤薬局が不足していることから申請地を選定されたものです。申請地の東側については、半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。西側については10~クタール以上の農地の集団規模であることから農地区分は第1種農地、許可基準は、隣接する土地との一体利用を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。5条申請4番は、呉羽地区において、農機具格納庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は梨農家であり、今回、父母が営んでいた果樹園を今後、専業農家として継承することとなり、農機具置場が不足していることから、今回、農機具格納庫建築のため申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請5番は、大山地域大庄地区において、境内地の地目の是正でございます。転用の概要といたしましては、既存の境内地については、昭和50年ごろから使用しており、土地所有者の相続で地目を調査したところ、地目が農地であることが分かり、今回、是正のため申請されものでございます。申請書には始末書の添付があります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書9ページをご覧ください。5条申請6番は、八尾地域保内東地区において調剤薬局を建築する計画でございます。申請人の□□□は主に調剤薬局の経営を行っております。転用の概要といたしましては、八尾町福島地区において、医療施設数に対する調剤薬局の数が少なく、地域の病院からの要望が高まっていることから、今回、申請地において調剤薬局建築のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内の農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、婦中地域婦中熊野地区において駐車場を整備する計画でございます。申請人の■■■■は主に医薬品や医薬部外品などの製造販売を行っております。転用の概要といたしましては、年々業績が伸び、従業員数も増加する中、駐車場が不足していることから、今回、申請地において従業員駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は10~クタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請の8番は、婦中地域神保地区において、資材置場の整備の計画であります。転用の概要といたしましては、申請人はエクステリア工事等の会社に勤めておりましたが、4月から同工事の個人経営を行うにあたり、資材置場が必要となったため、事務所の隣接地を選定されたものでございます。申請地は、千里駅から半径500mの範囲内であることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、 第4条1番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- ◇ ◆ 委員 3番の農地についてだが、申請地が中抜きになっており、おかしいと感じた。これを含むと申請面積が1,000 ㎡を超えるので開発行為が必要だから、この部分を申請地から抜いたのではないか。今後、この中抜けの農地は耕作されるのか。こういう農地については、耕作放棄地若しくは違反転用状態になることが予想される。申請の段階で、ここも含めないと許可しないという指導はできないのか。
- 事 務 局 この案件については、1区画ではありますが、公図上、4から5筆に分かれている田であります。その中抜きになっている農地については、地権者との交渉が上手く進まず、最終的にはその部分を除いた状態での計画を立てられ今回申請されたものであります。中抜きになった場所については、地権者が畑として今後も利用する意思があることを行政書士から伺っております。
- ◆ ◆ 委 員 この中抜けの農地については、土地の交渉の際に、不動産会社と地権者との意見が折り合いつかなかったと聞いております。この農地については、今後、地権者が畑として利用し、草が生えないよう管理するのだが、トラクターが入っても旋回できないくらいの幅で管理するのも大変なので、この田については今後も現地確認して動向を見ていきたいと思います。
- ◇ 委員 内情まで考慮しなくても良いと思うのだが、第三者的にみると開発 行為を受けたくないからその部分を抜いたと見受けられるので、今後 もそのような案件があれば注意していただきたい。
- 会 長 その他に、特にご意見、ご質問等がないようですので、4条1番を 除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、4条1番を除き、申請どおり許可相当とすることといたします。

続きまして、4条1番について、審議いたしますので、◆◆委員は 退室をお願いします。

<◆◆委員退室>

- 会 長 それでは、4条1番について、ご意見、ご質問等があれば承り たいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、4条1番について、申 請どおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- - ◆◆委員は入室をお願いします。

<◆◆委員入室>

- 会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第2号農地法 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全 件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局から説明を お願いします。

なお、17ページの32番は、**委員が代表を務める法人に関する 事項、20ページの61番は ∇ ∇ 委員に関する事項でありますので、 農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を 受けます。

事務局 議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案書のページは、10ページから23ページです。

所有権移転は3件で、移転面積は、43,609m2です。

利用権設定は、今回は91件の貸し手から申し出があり、契約期間は、 $1\sim2$ 年が2件、 $3\sim5$ 年が17件、 $6\sim9$ 年が5件、10年以上が67件です。設定面積は、413,848.00㎡です。

14ページ1番から17ページ27番までは、農地中間管理機構を通すものであります。17ページ28番から23ページ88番が相対

であります。

新規農家が1件あります。20ページの71番から21ページの82番は、▼▼▼営農組合や☆☆☆株式会社にて水稲栽培等を経験した本人が、農地を借り、水稲や大豆の栽培を行うものであります。農機具については、トラクター等を▼▼▼▼営農組合と共同使用する予定としております。農作業従事者は本人で、富山市内の住まいから通う予定です。販売先はインターネットにより個人へ販売する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤 強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべて の農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。 以上でございます。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。 1番から3番について、地区担当委員であります★★委員から報告 をお願いいたします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画 について、32番、61番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りた いと思います。
- ❖ 委 員 71番から82番は住所が東京都になっている。先ほどの説明です と自宅から通ってとのことですが、どこに住んでいるのですか。
- 事 務 局 住民票は東京都になっていますが、農地の近辺に既に居住している とのことです。
- ❖ ❖ 委 員 借りているのですか、これからなのですか。
- 事務局 既に住んでいらっしゃると聞いています。
- □ 季 員 実を言うと、うちの営農組合の転作をやってた人の分をすべてこの 方にお任せするということになっていて、住まいは山田の小島という 集落に生活しておられます。将来的には家族みんなでとのことです。
- ◆ ◆ 委員 一人でやっているのですか。
- □ 委員 そうです。

- ❖ ❖ 委 員 はい、わかりました。
- 会 長 その他に、特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用 地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

続きまして、32番について、審議いたしますので、**委員は退室をお願いします。

<**委員退室>

- 会 長 それでは、32番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと 思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計 画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、32番について、異議はないも のといたします。

**委員は入室をお願いします。

<**委員入室>

会 長 続きまして、61番について審議いたしますので、▽▽委員は退室 をお願いします。

<▽▽委員退室>

- 会 長 それでは、61番ついて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計 画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、61番について、異議はないも のといたします。

▽▽委員は入室をお願いします。

<▽▽委員入室>

- 会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第3号 旧農 業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。
- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による受理について、
 - 第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項 第7号の規定による受理について、

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、 及び、富山市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の 制定等について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、 ご報告します。

議案書は、24ページから29ページです。

今回の受理件数は17件で、相続や持分放棄により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第2号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7 号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は30ページから36ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が16件、合わせて18件、面積は合わせて13,178.20㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、議案書31ページの2番です。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意 解約について、ご報告いたします。

議案書は、37ページから46ページです。

解約件数は25件で、解約面積は136,738.00㎡です。今

回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

事務局 富山市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定等について説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

前回の3月月次総会におきまして、国が定める個人情報に関する法律が4月1日に改正され、地方公共団体に直接適用となることから本市の現行の条例、施行規則が廃止され、新条例等が制定されること、またこれに伴い、農業委員会が保有する個人情報の保護の取り扱いに関する規程についての改廃等が必要となることについて説明いたします。

農業委員会が定める規程等の改廃等の是非につきましては、本来であれば、総会での議決が必要となるところでございますが、3月市議会の採決日並びに市の現行条例等の廃止日及び新条例等の制定日と農業委員会の総会の開催日の関係から、会長の決定にて改廃等の手続き等を行うことの承認をいただいたところでございます。

このことから3月28日に会長の決定をいただきまして、農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程を4月1日に施行させていただきましたので、報告いたします。

その内容につきましては、資料1の項目4に記載しております。 現行規程を廃止し、項目3に記載しております新規程を制定いたしま した。新規程の名称及び条文につきましては、項目3の富山市農業委 員会個人情報の保護に関する法律等施行規程をご覧いただきますよ うお願いいたします。

説明につきましては、以上となります。

- 会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問 等がありましたら承りたいと思います。
- 会 長 特に何もないようですので、これをもちまして、議案・報告事項の 議案審議を終了します。事務連絡等について、事務局より説明をお願 いします。

(事務局説明)

- 会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問 等がありましたら承りたいと思います。
- 会 長 特に何もないようですので、令和5年度第1回富山市農業委員会月 次総会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。